

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2025年3月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	104

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止中			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止中			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止中			
25日		停止中			
26日		停止中			
27日		停止→運転			
28日	863.1	67.0			
29日		運転→停止			
30日		停止中			
31日		停止中			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2025年2月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量 (t)
廃油	0

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (℃)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	【基準: 800℃以上】	【基準: 200℃以下】	【基準: 100ppm以下】		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止中			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止中			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止中			
25日		停止中			
26日		停止中			
27日		停止中			
28日		停止中			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備（スクラバー）を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2025年1月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,125

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止→運転			
6日	877.6	70.5			
7日	873.5	69.9			
8日		運転→停止			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止→運転			
13日	869.3	69.9			
14日	869.5	70.3			
15日	870.0	70.4			
16日	869.4	70.5			
17日	865.8	71.0			
18日	869.3	71.3			
19日	867.4	71.7			
20日	861.7	71.4			
21日	859.4	71.3			
22日	864.1	71.7			
23日	861.3	72.2			
24日	864.1	72.8			
25日	868.4	73.1			
26日	867.0	72.8			
27日	862.0	72.8			
28日	858.4	72.7			
29日	860.8	76.8			
30日		運転→停止			
31日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年12月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,526

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	860.7	74.1			
2日	865.3	76.4			
3日	861.9	69.9			
4日	862.8	69.6			
5日	861.7	69.7			
6日	862.9	69.9			
7日	運転→停止				
8日	停止中				
9日	停止→運転				
10日	862.8	69.8			
11日	861.6	70.0			
12日	867.3	69.9			
13日	866.7	70.4			
14日	864.4	71.0			
15日	862.6	78.1			
16日	866.5	77.4			
17日	862.8	70.7			
18日	862.6	70.4			
19日	861.7	70.1			
20日	864.8	70.1			
21日	861.5	69.8			
22日	861.3	70.3			
23日	862.0	70.5			
24日	861.3	75.5			
25日	858.6	77.6			
26日	863.6	76.8			
27日	861.3	76.1			
28日	862.5	70.1			
29日	864.9	70.5			
30日	862.7	70.3			
31日	864.7	69.9			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年11月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,360

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	停止→運転				
2日	865.7	71.0			
3日	872.8	70.4			
4日	864.4	72.5			
5日	862.1	71.0			
6日	859.8	70.9			
7日	866.4	70.8			
8日	864.9	70.9			
9日	運転→停止				
10日	停止→運転				
11日	874.7	71.1			
12日	870.2	70.5			
13日	869.4	70.7			
14日	867.7	70.5			
15日	863.9	70.5			
16日	運転→停止				
17日	停止→運転				
18日	867.3	76.4			
19日	860.1	76.4			
20日	863.5	71.4			
21日	865.8	69.9			
22日	863.9	69.9			
23日	869.6	74.3			
24日	864.3	77.9			
25日	863.8	73.4			
26日	863.0	69.9			
27日	866.8	69.3			
28日	860.7	69.0			
29日	860.9	69.0			
30日	862.0	69.7			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年10月度】

設置事業所名	㈱A D E K A千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,282

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	862.5	75.9			
2日	871.5	78.0			
3日	878.1	74.7			
4日	874.0	74.4			
5日	863.4	74.1			
6日	857.7	74.0			
7日	857.7	77.7			
8日	861.7	77.8			
9日	863.0	74.5			
10日	863.3	73.8			
11日	860.4	73.9			
12日	860.8	75.0			
13日		運転→停止			
14日		停止→運転			
15日	863.4	75.3			
16日	861.1	74.0			
17日	862.3	74.2			
18日		運転→停止			
19日		停止→運転			
20日	861.9	74.4			
21日	858.4	74.3			
22日	860.3	75.5			
23日	858.9	79.2			
24日	862.4	74.8			
25日	877.2	75.1			
26日	860.0	77.4			
27日	862.8	77.8			
28日		運転→停止			
29日		停止中			
30日		停止中			
31日		停止中			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年9月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,360

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	857.3	75.2			
2日	861.1	75.7			
3日	861.7	75.4			
4日	857.0	74.4			
5日	857.4	74.0			
6日	857.3	74.3			
7日	861.0	75.4			
8日	861.3	79.6			
9日	859.9	79.9			
10日	862.8	79.6			
11日	861.0	74.1			
12日	863.2	73.9			
13日	856.5	74.2			
14日	858.2	74.6			
15日	865.9	74.8			
16日	862.6	74.7			
17日	860.0	74.9			
18日	859.2	73.9			
19日	863.0	74.1			
20日	863.3	73.8			
21日	862.6	74.7			
22日	859.9	74.9			
23日	863.8	75.2			
24日	運転→停止				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止→運転				
29日	862.5	73.9			
30日	862.6	73.6			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年8月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	966

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	858.5	73.7			
2日	861.8	78.8			
3日		運転→停止			
4日		停止→運転			
5日	864.7	73.1			
6日	866.5	73.1			
7日	866.5	73.4			
8日	862.0	73.4			
9日	855.5	73.3			
10日		運転→停止			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止中			
17日		停止→運転			
18日	862.4	73.3			
19日	837.2	72.8			
20日		運転→停止			
21日		停止中			
22日		停止→運転			
23日	860.2	73.5			
24日	861.5	73.8			
25日	859.0	74.4			
26日	860.5	74.4			
27日		運転→停止			
28日		停止中			
29日		停止→運転			
30日	865.4	74.9			
31日	860.0	74.8			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年7月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,262

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	862.3	75.2			
2日	862.5	75.4			
3日	866.7	74.8			
4日	862.4	75.7			
5日	858.9	76.0			
6日	837.9	74.9			
7日	運転→停止				
8日	停止中				
9日	停止→運転				
10日	861.6	77.5			
11日	863.2	73.3			
12日	859.6	71.4			
13日	869.4	71.2			
14日	862.9	71.5			
15日	862.1	71.9			
16日	862.1	74.6			
17日	863.6	76.5			
18日	862.2	71.3			
19日	865.7	72.8			
20日	859.0	72.8			
21日	運転→停止				
22日	停止中				
23日	停止→運転				
24日	866.4	73.1			
25日	859.8	72.6			
26日	861.6	72.1			
27日	運転→停止				
28日	停止→運転				
29日	866.6	76.9			
30日	880.9	72.7			
31日	872.2	72.7			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年6月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,172

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	865.5	72.2			
4日	860.4	71.9			
5日	858.4	72.1			
6日	858.4	72.7			
7日	862.9	72.7			
8日	862.6	72.5			
9日	861.9	72.9			
10日	862.5	73.2			
11日	856.7	72.9			
12日	857.0	73.3			
13日	842.3	72.9			
14日	運転→停止				
15日	停止中				
16日	停止→運転				
17日	861.6	75.7			
18日	858.9	73.3			
19日	858.2	74.1			
20日	862.2	75.0			
21日	861.7	75.3			
22日	861.3	75.2			
23日	863.9	75.5			
24日	854.5	74.6			
25日	859.2	74.9			
26日	運転→停止				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止→運転				
30日	863.7	75.2			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年5月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,371

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	859.2	71.8			
2日	863.4	71.8			
3日	873.5	71.7			
4日	862.4	73.9			
5日	864.0	76.0			
6日	861.8	76.3			
7日	運転→停止				
8日	停止中				
9日	停止→運転				
10日	868.2	73.4			
11日	859.6	73.1			
12日	862.5	73.5			
13日	868.0	73.4			
14日	864.8	73.3			
15日	861.0	73.5			
16日	865.6	73.2			
17日	861.2	73.3			
18日	842.6	75.6			
19日	運転→停止				
20日	停止→運転				
21日	866.6	74.7			
22日	871.0	74.0			
23日	864.9	72.8			
24日	862.4	72.8			
25日	858.2	76.2			
26日	861.1	77.5			
27日	861.5	76.7			
28日	860.7	73.6			
29日	859.0	74.0			
30日	864.5	74.4			
31日	運転→停止				

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2024年4月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	944

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止→運転			
4日	863.6	70.0			
5日	855.7	66.9			
6日	860.5	69.4			
7日	862.4	70.4			
8日		運転→停止			
9日		停止中			
10日		停止→運転			
11日	873.6	70.5			
12日	864.3	69.5			
13日	857.8	69.2			
14日	858.0	70.0			
15日	858.1	71.9			
16日		運転→停止			
17日		停止中			
18日		停止中			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止→運転			
24日	867.8	70.6			
25日	861.9	70.5			
26日	854.3	70.6			
27日	861.1	70.8			
28日	861.9	70.8			
29日	870.1	72.1			
30日	863.5	72.1			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。